

特集《知的財産権誌上研究発表会》

ロシア連邦の世界貿易機関（WTO） 加盟と知的財産権

会員 熊谷 弘



目次

序論 今、何故、ロシア連邦の知的財産権が注目されるのか？

1. ロシア連邦との経済交流の可能性
 1. 1 ロシア連邦の WTO 加盟の意義
 1. 2 ロシア連邦の経済状況
 1. 3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）の効果
2. ロシア連邦の知的財産権制度
 2. 1 知的財産権とは何か？

2. 2 ロシアにおける知的財産権関連法の変遷
2. 3 ユーラシア特許条約と旧ソ連邦諸国の動向
2. 4 ロシア連邦の知的財産関連法制
2. 5 ロシア連邦が加入済の知的財産権関係の国際条約
2. 6 ロシア連邦の知的財産権関係の行政組織
2. 7 ロシア連邦の知的財産権の利用状況
3. ロシア連邦での知的財産権の利用
 3. 1 知的財産権の取得と権利の性質
 3. 2 権利行使

序論 今、何故、ロシア連邦（以下ロシア）の知的
財産権が注目されるのか？

日本とロシアをめぐる状況の変化

主要各紙がプーチン氏の大統領返り咲きを一面で一斉に報道するなど、久しぶりにロシア情勢が日本で注目されている。過去4年間は両国共に内向きの姿勢が強く、北方領土問題に進展は無く、両国関係は停滞した。ロシアの大統領交代は、プーチン氏の強権的とされる政治姿勢への危惧と同時に、領土問題を含めた両国関係を好転させる機会とする期待も潜在的に孕んでいたといえる。様々な状況変化も、両国の関係改善を後押ししている。日本側では東日本大震災（早期復興の必要性、原発事故による発電用燃料確保など）や金融危機の影響（輸出の停滞、超円高など）、ロシア側では金融危機（ロシアからの資金引上の動き、天然ガス輸出停滞など）やアジア成長センターへの参画志向、中国への警戒などを主な状況変化として挙げることができる。

ロシアの世界貿易機関への加盟

本稿で注目したいのは本年夏ロシアが世界貿易機関（以下 WTO）に正式加盟することである。現在世界第8位の GDP を持つロシアが自由、無差別を原則とする WTO に加盟し、関税が現在より段階的に引下げられ、ビジネスの透明性、予測可能性が高まる効果はわが国の企業にとり非常に有益である。今後のロシアでの主要日程は下記の通りである。

| | |
|------------|----------------------------------|
| 2012年5月7日 | プーチン氏ロシア大統領就任 (任期は2018年迄の6年間) |
| 2012年7月中 | ロシアWTO加盟(ロシア下院の批准と大統領署名後に正式加盟) |
| 2012年9月1日～ | APEC (アジア太平洋経済協力) ウラジオストックで開催 |

プーチン氏の大統領返り咲き

日ロ関係には政治も大きく影響するが、プーチン氏は大統領選直前の日欧メディアとの懇談で北方領土に関し「解決策は貿易や投資といった経済分野などの相互協力を拡大する中で見つかる」と述べ注目された。この発言に野田首相も「解決していこうという意欲を感じる」と歓迎し、「真意を直接たずね・・・議論を深めていければと思う」と、自ら交渉を進める意欲を示している⁽¹⁾。

同時にプーチン氏が大統領選挙に際し「我が経済の諸課題」を発表し石油、ガス等の資源輸出経済から最新技術に基礎を置いたイノベーション経済への移行を主張していることも注目したい⁽²⁾。

日ロ経済交流での知的財産権の活用

以上の通り日ロ関係改善の機運はプーチン氏の大統領返り咲きを機会に高まりつつある。関係改善が経済交流拡大につながり、両国間の懸案解決に貢献する流れを、ロシアの WTO 加盟が後押しすると期待される。日本が得意とする先端技術、省エネルギー技術等はロシアが志向する最新の科学技術に基づく経済に不

可欠であることは言うまでもない。日本企業がロシア連邦の知的財産権制度を熟知・利用し、日ロ経済交流の促進につなげることが注目される理由である。

1. ロシア連邦との経済交流の可能性

1.1 ロシア連邦のWTO加盟の意義

1995年1月1日のWTO創立より15年以上経過し、自由貿易協定（FTA）、環太平洋経済連携協定（TPP）が問題になることはあっても、WTOがわが国で話題になることは稀である。しかし、上述の協定は全てWTO原則＝自由貿易を高度に推進するものとして認められることを忘れてはならない。国際経済交流の原則はWTO協定でありその不可欠の部分であるTRIPS協定である。国際貿易システムに初めて知的財産法制を組入れ、最も包括的な知的財産に係る国際協定として知的財産保護のミニマム・スタンダードを提供するTRIPS協定の意義は現在も失われていない。ロシア連邦のWTO加盟が知的財産分野で大きな意味を持つことを確認しておきたい。

1.2 ロシア連邦の経済状況

2000年以降の経済安定化と成長の持続

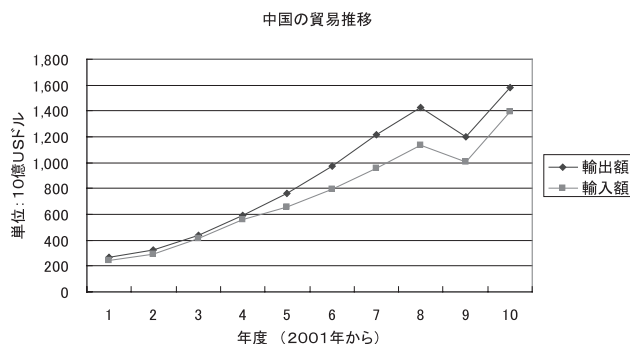
ロシア経済は2000年以降成長軌道にある。直近3年間の基本的経済指標は下記の通りである（単位：10億USドル）⁽³⁾。2009年に金融危機の影響を強く受けたが、2010年には4%のプラス成長に転じ⁽⁴⁾、2011年の名目GDPはCIA World Fact Bookによると1.89兆USドルに達した。

| 項目 | 2008年 | 2009年 | 2010年 |
|---------|-------|-------|-------|
| 名目GDP総額 | 1,660 | 1,222 | 1,465 |
| 輸出額 | 468 | 302 | 396 |
| 対日輸出額 | 10 | 7 | 13 |
| 輸入額 | 267 | 167 | 229 |
| 対日輸入額 | 19 | 7 | 11 |

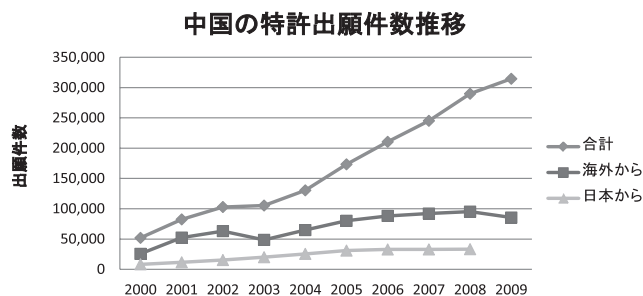
WTO加盟により短期的には競争力の無い企業の淘汰などマイナス要因が出るが、2-3年以内に技術移転、外国企業の直接投資増などにより経済の効率化が進みプラス要因が上回ると予測されている。例えば、米国は旧ソ連時代に制定した貿易制限的なジャクソン-バニック対外貿易修正をロシアのWTO加盟後直ちに撤廃と決定しロシアへの進出意欲を示している。

1.3 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）の効果

WTO設立後主要国では中国が2001年12月11日に加盟しWTO加盟の経済効果の先行例となる。中国は2001年から2010年の間に輸出を約5倍、輸入を約6倍に急増させている。グラフに示していないが同期間にGDP総額は約4.2倍に増加した。即ち、貿易増がGDP増を上回り、WTO加盟以降の貿易増が経済成長を牽引したことを示している⁽⁵⁾。



WTO加盟後の中国での知的財産権の利用は著しく急増した。中国での特許出願数の推移は下記の通りである。昨年度は日本での出願数を凌駕したことは確実である⁽⁶⁾。



2. ロシア連邦の知的財産権制度

2.1 知的財産権とは何か？

ロシアの知的財産権制度の基本をなすロシア民法典第4部は、「知的活動の成果及び個別化手段に係る権利」が保護されると規定し表1に示す権利を列挙している。

2.2 ロシアにおける知的財産権関連法の変遷

ロシアの知的財産権法制の発展につき産業財産権を中心に表2に簡略に示す。

ソ連崩壊後1-2年間に社会主義的特許法等は廃止され、市場経済に適合する知的財産権法制が急遽成立した。しかし、拙速に整備せざるを得なかった為、関連法間の統一性、体系的理解、運用性に欠ける点が多

表 1

| 権利の種類 | ロシア語権利名 | 章番号 |
|-----------------|------------------------------------|--------|
| 著作権 | Авторское право | 第 70 章 |
| 著作隣接権 | Права, смежные авторским | 第 71 章 |
| 特許権（発明，実用新案，意匠） | Патентное право | 第 72 章 |
| 選択者権（動植物新品種） | Право на селекционное достижение | 第 73 章 |
| 回路配置権 | Право на топологии ... | 第 74 章 |
| 機密情報権 | Право на секрет производства | 第 75 章 |
| 個別化手段に係る権利（商標等） | Право на средства индивидуализации | 第 76 章 |
| 集積技術利用権（軍事・航空等） | Право использования ... технологии | 第 77 章 |

表 2

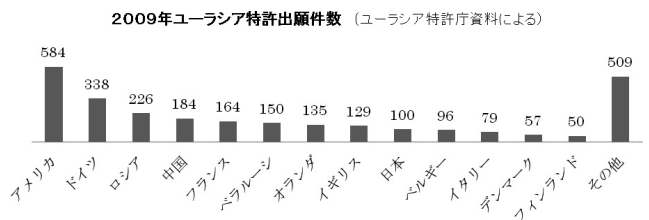
| | 年度 | 法律名 | 特記 |
|-----|------|----------|--------------------------------|
| 革命前 | 1883 | パリ条約 | 産業財産権の基本国際条約成立（日本は 1899 年に加盟） |
| | 1896 | 特許法 | ロシア帝国初の近代的知的財産権法 |
| | 1917 | | ロシア革命 → ロシア帝国崩壊 → 1922 年ソ連邦成立 |
| ソ連 | 1919 | ロシア連邦特許法 | 発明者証制度の開始 |
| | 1924 | ソ連特許法 | NEP（新経済政策）の元，通常の特許制度の再開 |
| | 1931 | ソ連特許法 | 発明者証制度の再開 |
| | 1965 | パリ条約 | ソビエト連邦加盟（発明者証の特例取扱の合意） |
| ソ連後 | 1991 | | ソビエト連邦崩壊 → ロシア連邦，その他 CIS 諸国の成立 |
| | 1992 | 特許・商標法等 | 市場経済に適合する基本的な知的財産権法の成立 |
| | 1993 | 著作権法等 | 市場経済に適合する知的財産権法整備の一応の完了 |
| | 2008 | 民法典第 4 部 | 特許，商標，著作権等知的財産権法の集約と一括改正 |

かった。このため，知的財産権関連法は一括改正によりロシア民法典第 4 部として新たに編纂され 2008 年 1 月 1 日より施行された。この改正により WTO 加盟の条件でもある TRIPS 協定に準拠した知的財産権関連法の法整備がロシアでは一応の完了をみたといえる。

2. 3 ユーラシア特許条約と旧ソ連邦諸国の動向

1991 年末のソ連崩壊により独立した諸国は，連邦が独占・管理していた知的財産権制度の整備と実施に迫られた。しかし，ロシア，ウクライナ，バルト三国を除けば対応は困難であった。そこで高度に技術的・専門的な特許について，ロシア主導により 1994 年にユーラシア特許条約が成立，翌 1995 年に発効，モスクワにユーラシア特許庁が設立された。ユーラシア特許庁で特許されれば一定の条件下加盟各国で効力を有する広域特許条約の実現である。（ロシア以外の加盟国では自国の制度整備はともかく世界水準の特許制度が導入できたことを意味する。）しかし，ロシア以外は加盟国の技術水準が低く，域外諸国は公式言語のロシア語に対応困難なため（？），ユーラシア特許出願は直近 5 年間の平均でも年間 3,000 件以下と低調である。最直近の資料 2009 年の出願総数 2,801 件の出願内訳はグラフの通りである。単一の手続により条約加盟 9 カ国で特許権を得ることを目的としロシアを含む加盟国

よりも域外国の利用が主流である。



2. 4 ロシア連邦の知的財産関連法制

ロシア連邦の知的財産権に係る主要な法制は下記表に示すとおりである。

| 法律名 | 特記 |
|--------------|---------------------------------|
| 憲法 | ロシア連邦の基本法。知的財産保護が明示されている。 |
| 知的財産関連国際条約 | TRIPS 協定を除く主要条約には加盟済。詳細は別項を参照 |
| 連邦 民法典 | 2008 年，第 4 部に知的財産法が集約された。別項も参照。 |
| 連邦 行政的違反行為法典 | 各種の行政罰の対象行為などを規定。詳細は下記を参照。 |
| 連邦 競争保護法 | 不正競争，独占行為，行政権力濫用の防止などを規定。 |

◆ロシア連邦憲法は，第 2 章「人及び市民の権利と自由」44 条で「・・文学的，芸術的，科学的，技術的及びその他の創作・の自由が保証される。知的財産権は法律により保護される。」と明示規定していることが注目される。第 3 章「連邦機構」71 条では

「・・知的財産権の法的規制」が「ロシア連邦の管轄である」と規定している。これら規定に基づき、民法典以下の諸法令、後述の所轄官庁設置法令が制定されているわけである。

◆「ロシア連邦民法典」は日本の民法典同様に、総則、債権・債務、相続などが包括的に規定される民事の基本法である。2008年には第4部に知的財産権関連の法令が集約された。第69章は知的財産権に係る総括規定であり、知的財産権により賦与される独占排他権、保護される創作者、権利の効力、権利の処分、権利の譲渡、ライセンス契約等について規定され、これらの規定が上述の第70章から第77章に規定される特許権、商標権等の個別の権利とリンクして知的財産権法制を形成する。

2.5 ロシア連邦が加入済の知的財産権関係の国際条約

国際条約はロシアにおいても憲法に次ぐ法源をなし、外国人には特に重要な意味を持つ。現在ロシアが加入している知的財産権主要条約は下記の通りである⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

| 条約名 | ロシア加入年 | 日本加入年 |
|--------------|---------|-------|
| パリ条約 | 1965 | 1899 |
| ベルヌ条約 | 1995 | 1899 |
| TRIPS 協定 | 2012 予定 | 1995 |
| ローマ条約 | 2003 | 1989 |
| PCT (特許協力条約) | 1978 | 1978 |
| マドリッド協定議定書 | 1997 | 2000 |
| ブダペスト条約 | 1981 | 1980 |
| ストラスブルグ協定 | 1976 | 1977 |
| ニース協定 | 1971 | 1990 |

2.6 ロシア連邦の知的財産権関係の行政組織

ロシア連邦の知的財産権は下記省庁が所轄する。

| 所轄官庁 | 所轄する権利等 |
|-----------|----------------------------------|
| ロシア連邦 特許庁 | 産業財産権 + 下記著作権の一部 + 集積技術等 |
| 連邦 文化省 | 著作権 (但し、プログラム、データベース、IC 回路配置は除く) |
| 連邦 農業省 | 育成者権 (植物新品種) |
| 連邦 反独占庁 | 独占・不正競争の防止 |
| 連邦 税関庁 | 関税の徴収、輸出入通関、密輸の取締り、水際措置など |
| 連邦 内務省 | 警察、権利侵害行為の防止など |

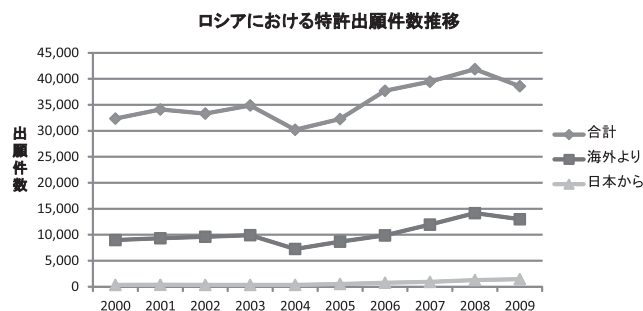
即ち、産業財産権及びプログラム等登録・審査等を

行う連邦官庁は、「ロシア特許庁」である。ロシア語名 Федеральная служба по интеллектуальной собственности は「ロシア知的財産権庁」となるが、本稿では日本特許庁に倣い「ロシア特許庁」を継続使用している。

2.7 ロシア連邦の知的財産権の利用状況

A) ロシアにおける特許出願の推移

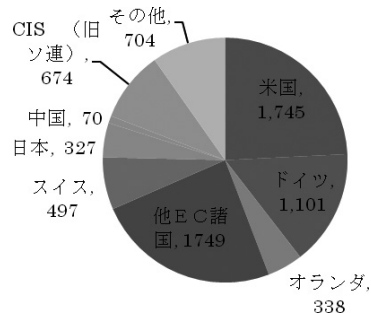
過去10年間のロシアにおける出願件数は下記の通りである⁽⁹⁾。2009年は金融危機の影響で減少したが、ロシア特許庁資料によると2010年以降順調に回復している。



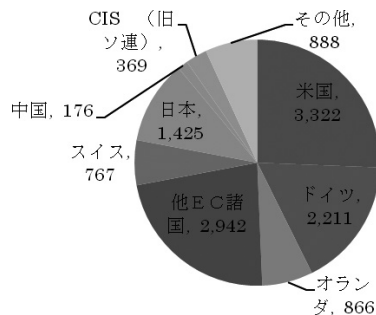
B) ロシアにおける海外企業の知的財産権の利用状況

ロシアのWTO加盟が、ロシアでの外国企業の経済活動拡大に繋がり、知的財産権を最大限に活用するであろうことが予測される。既にロシア経済の復調が明らかになった2000年代中頃より下記グラフに示すとおりこの傾向が顕著に現れている⁽¹⁰⁾。

① 2004年 (外国総出願総数 7,025 件)



② 2009年 (外国出願総数 12,966 件)



日本は2000年以降出願件数で約4倍の1,425件まで特許出願件数を増加させているが、米国及び西欧諸国が継続してロシアへの特許出願件数で優位を維持している状況は変わらない。

3. ロシア連邦での知的財産権の利用

3.1 知的財産権の取得と権利の性質

産業財産権（特許，実用新案，意匠，商標，原産地表示，商号など）は民法典第4部，大統領令，政令，特許庁規則などの法令に従い，ロシア特許庁において登録を受けることが権利の発生要件である。法令は，WTO加盟のためにTRIPSに規定の知的財産権に対するミニマム・スタンダードにより各国法制とのハーモナイゼーションがなされている。主要な点は下記の通りである。日本からの出願，権利化で注意すべき点の第一は権利化がロシア語でのみ可能な点である。第二は，手続がごく一部の例外を除きロシア特許庁登録の弁理士を通じてのみ手続が可能となる点である。例えばPCT出願の場合，ロシアへの国内移行手続，出願審査請求，庁指令への資料，補正書，意見書提出などを全てロシアでの指定弁理士を通じロシア語により行う必要がある。

特許：概要は下記表の通りとなる。ロシア連邦民法典第4部規定等を取りまとめた。（以下同様）

| 項目 | 摘要 |
|--------|---|
| 出願人適格 | 特許を取得する権利は自然人の創作者が取得するが譲渡可能。職務発明制度あり。 |
| 代理人 | 外国人はロシア特許庁登録の弁理士を通じてのみ手続可能。委任状の提出が必要。 |
| 出願日の認定 | 先願主義の許，方式審査，発明の単一性審査，優先権確認の後認定される。 |
| 優先権 | パリ条約規定，及びPCT国際出願にはPCT規定が適用される。 |
| 特許要件 | 特許対象であること，新しいこと，自明でないこと，産業上の利用可能性，公序良俗に反しないこと，国家秘密でないことその他記載要件がある。新規性喪失の例外規定あり。 |
| 出願公開 | 出願日から18ヶ月経過後に公開される。早期公開制度あり。 |
| 仮保護 | 出願公開から特許公報発行まで仮保護が与えられる。 |
| 審査請求 | 出願日から3年以内に出願人又は第三者が審査申請。請求されない場合取下げ擬制。 |
| 拒絶理由通知 | 応答期間は2月。新規事項を追加しない範囲で補正が認められる。 |
| 登録 | 特許査定後特許料支払を条件に特許登録簿に登録され権利が発生し，公告される。 |

| | |
|--------|--|
| 拒絶不服申立 | ロシア特許庁の特許紛争審判室に申立。審判結果に不服の場合には裁判所への上訴が可能。2013年には知的財産裁判所が開設予定。 |
| 特許権 | 独占・排他権。均等論が一部適用される。間接侵害規定は無い。侵害に対する，行政的措置，民事的救済，刑事罰の適用を求めることが出来る。 |
| 非侵害行為 | パリ条約と同様の規定，私的使用，研究等の侵害行為からの除外規定があり，国内消尽が認められる。並行輸入に関する明文規定は無いが実務上では許容されていない。 |
| 存続期間 | 出願日から20年。医薬品等に最長5年の延長制度がある。 |
| 無効審判 | 特許要件不充足を理由とする場合ロシア特許庁の特許紛争審判室に申立。冒認の場合裁判所に申し立てる。審決又は判決確定後無効となる。 |
| 年金 | 登録料のほか，毎年の年金支払いが特許維持の条件。 |
| 特許権の移転 | 特許原簿への登録が効力発生要件となる。 |
| 実施権 | 通常・専用実施権ともに特許原簿への登録が効力発生要件。開放ライセンス制度あり。 |
| 法定実施権 | 雇用主の権利，先使用権と中用権が規定されている。後用権の規定は無い。 |
| 強制実施権 | 特許登録から4年間不適当な実施の場合裁判所に請求が可能。 |
| 国家機密 | 外国人に適用される事例は考え難いが，「秘密発明」の特別規定が適用される。 |

実用新案権：

特許と異なり新規性等の登録要件について実体審理は行われず。方式要件・基礎的要件（手数料の支払，考案の単一性，優先権，保護対象，公序良俗，記載要件）が審査され要件を満足している場合には実用新案登録査定がされる。考案として保護されるのは構造に関する技術的解決である。非自明性は登録要件でないことは日本と同様である。存続期間は出願日より10年で，申請により3年間の延長が可能である。日本と同様に技術評価書を申請により得ることも可能である。その他については特許権の規定が多く準用される。

| 項目 | 摘要 |
|----------|---|
| 実用新案登録要件 | 保護の対象であること，新しいこと，産業上の利用可能性，公序良俗に反しないこと，国家秘密でないことその他記載要件がある。非自明性は要件ではない。 |
| 拒絶理由通知 | 方式審査結果，保護対象でない場合，著しい記載不備は出願が拒絶される。 |
| 存続期間 | 原則として出願日から10年。申請により3年の延長が出来る。 |
| 年金 | 登録料のほか，毎年の年金支払いが実用新案登録維持の要件。 |
| 強制実施権 | 実用新案登録から3年間実施が不適当な場合，設定の訴えが可能。 |

意匠権：

意匠の保護対象は「工業的な生産による製品についてその外観を規定する審美的・構成的解決」であり、「本質的特徴に関して新規であり独創的なもの」が保護される。意匠の本質的特徴とは「・・製品の外観の美的及び人間工学的特性を表す特徴」と規定される。液体・気体・粉状物、不動産などは保護対象とならないが、組み物の意匠、部分意匠は保護される。存続期間は出願日から15年間で申請により10年間の延長が可能である。秘密意匠制度は無い。その他については特許権の規定が多く準用される。

| 項目 | 摘要 |
|--------|---|
| 意匠登録要件 | 意匠登録対象であること、新規性、独創性、公序良俗に反しないことその他記載要件がある。新規性喪失の例外規定あり。 |
| 存続期間 | 原則として出願日から15年。申請により最長10年の延長ができる。 |
| 強制実施権 | 強制実施権制度は無い。 |
| 国家機密 | 国家機密を要する事例は考え難く規定は無い。 |

商標権：

民法第4部第1477条により商品の「個別化」に用いられる標章は「商標」、「サービス標」として独占・排他権が認められ、第1482条では文字、図形、三次元の標章等が商標として認められ、色彩は任意である旨を規定する。音響、色彩のみ、匂い等も規定上は保護を受けることが可能である。日本文字で出願した場合には記号、図形と解釈される。記述的商標など識別力の無い商標等は登録を受けることが出来ないが使用による識別性を獲得が認められればこの限りではない。この他、誤認・混同を招く商標、公序良俗に反する商標などが拒絶される。また、先願・先登録の商標と同一・類似する商標が存在する場合も登録を受けられない。指定商品・役務の区分はニース協定に従うが、商品・役務名をロシア語にする場合権利範囲などに注意が必要。使用の有無は審査されないが登録後に継続して3年間不使用の場合、及び不適切な使用の場合には取消審判で一部又は全部が取り消され得る。存続期間は「出願日」から（登録日からではない）10年であり、10年ごとに更新手数料支払を条件に回数に制限無く更新登録が可能である。

| 項目 | 摘要 |
|--------|--|
| 出願人適格 | 選択物であり商標を受ける権利は発生しない。 |
| 優先権 | パリ条約の規定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書が適用される。 |
| 商標登録要件 | 商標登録対象であること、拒絶理由に該当しないこと、公序良俗に反しないことその他記載要件がある。パリ条約博覧会出展の例外が認められる。 |
| 出願公開 | 出願公開制度は無いが、縦覧が可能。(1493条) |
| 仮保護 | 仮保護制度は無い。 |
| 審査請求 | 方式審査で出願日が認められた出願は自動的に実体審査される。 |
| 存続期間 | 出願日から10年。更新手数料支払により回数に制限無く更新登録ができる。 |
| 取消審判 | 3年間の不使用、不正使用、著名商標の冒用登録等に対し取消請求できる。 |
| 年金 | 10年ごとに登録料又は更新手数料を支払うので、年金は無い。 |
| 強制実施権 | 誤認・混同を招く為、強制実施権の規定は無い。 |

原産地名称を使用する権利：

登録により「使用する権利」が発生。譲渡も使用権設定もできない。期間は10年間で更新可能。

著作権及び著作隣接権：

産業財産権とは異なり、**著作権**、**著作隣接権**は創作により権利が発生する。登録は権利発生要件ではないが、ソフトウェア、データ・ベースは創作日乃至第1公表日等の登録をロシア特許庁にすることが可能である。これらを対象とした譲渡およびライセンス契約も同様に登録できる。ロシアはベルヌ条約、ローマ条約等の加盟国であり、財産的諸権利の他、人格権、貸与権、技術的保護手段、権利管理団体などの多くの規定が条約に準拠して規定されている。

営業機密：

ロシア民法典第75章は、有用な、第三者に周知でない、秘密管理されている営業機密の保護を規定し、職務発明、譲渡契約、ライセンス契約、侵害の救済などに関し特別規定を置いている。

その他の知的財産権：

ロシア民法典第76章第1節は**商号**（「会社名」及び取引上の「狭義の商号」）の保護を規定する。外国企業現地法人が司法省付属「国家登録院」に登録されると権限の無い第三者は同一又は混同を招く会社名は使用

が出来ない。「狭義の商号」は企業財産の一つと解釈され（民法典第132条）、第三者の不適法な使用は企業財産の侵害を構成する。会社名や商標と関連の深い「ドメイン名」についての明文の規定は存在せず、「.PU”，“.RU”又は“.PΦ”の管理者に管理が任されており、紛争は裁判所で民法の原則に従い審理されることになる。更に、ロシア民法典第74章は「半導体回路配置権」、同第73章は「選択の成果に対する権利（動植物の新品種に対する権利）」に関し各々ロシア特許庁及び農業省に登録ができ保護を受けられる旨を規定する。

3. 2 権利行使

知的財産権が侵害され又は侵害の恐れがある場合には以下の救済を求めることが可能である。

行政的救済：

特許庁では、例えば第三者が違法に取得した技術情報を元に特許権、先取的に取得された商標権を無効にするために異議申立を行うことができる。登録要件に係るものはロシア特許庁の特許紛争審判室に申立て、冒認の場合には裁判所に申し立てる。審決又は判決確定後、原簿に登録され、**権利を無効とすることが**できる。

税関での「水際措置」として著作権侵害物品（模倣ソフト等）及び不正商標商品に対し国境で物品の解放禁止が請求できる。税関には模倣・侵害製品の輸入防止のため予め商標権及び著作権の登録を行うことが可能である。税関は「関税規則」に基づき、特許、意匠等の侵害製品がロシアに輸入される場合にも情報提供があれば、輸入差止めなどの対応を行う権限を有する。

不正競争行為に対しては「連邦反独占庁」に訴えることが可能である。

救済金額が小額の場合は警察（地区内務省）に行政手段による保護を求めることも可能である。

司法的救済：

民事的救済は経済紛争を扱う「仲裁裁判所」又は一般事件を扱う「通常裁判所」に訴えを提起して行う。

例えば、知的財産権侵害による損害賠償請求は「仲裁裁判所」に訴え、冒認特許の真の権利者確認や、特許庁の拒絶審決は「通常裁判所」に訴えるわけである。控訴も各々の上級裁判所に行うことができるが、2013年開設を目途にモスクワとサンクトペテルブルグに「知的財産権裁判所」の設置計画があり、第一審、第二審裁判所の審級見直しがされる予定である。

刑事的措置は、被害者から警察又は検察に告訴がされ、捜査の上検察が告訴する例が多いが、検察が独自捜査で告訴を提起することも可能である。審理は「通常裁判所」の刑事部が行い、控訴、上告も可能な三審制となっている。刑事罰には、罰金、一定の権利剥奪、一定時間の矯正労働、自由剥奪などが規定されている。

注

- (1) 朝日新聞 2012年3月3日朝刊記事による。
- (2) ブーチン首相の公式ページ（2012年3月21日検索）。
- (3) JETRO ホームページ資料（2012年3月20日検索）に基づき作成。
- (4) Wall Street Journal 2011年12月1日号。
- (5) IMF - World Economic Outlook（2011年9月版）による。
- (6) JETRO ホームページ資料（2012年3月20日検索）に基づく。
- (7) WIPO 資料による（2012年3月21日検索）。
- (8) 加入年が1991年以前の条約は、ソ連からロシア連邦が継承した条約を示す。
- (9) WIPO ホームページ資料による。
- (10) WIPO ホームページ資料により作成。

参考文献等：

- ◆ロシア連邦民法典（Гражданский Кодекс РФ）
- ◆ロシア連邦憲法（Конституция Российской Федерации）
- ◆知的財産権（Интеллектуальная собственность）ISBN 5-699-14564-8 2006 Moscow
- ◆特許権及び個別化手段の対象と審査、大学教科書（Объекты патентного права, средства индивидуализации и их экспертиза）ISBN 978-5-89508-042-9 2009 Moscow
- ◆著作権と著作隣接権、大学教科書（Авторское право и смежные права）ISBN 978-5-392-00788-2 2010 Moscow
- ◆法学、大学教科書（4版）（Правоведение）ISBN 978-5-388-00743-8 2010 Saint Petersburg
- ◆特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp>）
- ◆ロシア特許庁ホームページ（<http://www1.fips.ru>）

（原稿受領 2012. 3. 23）